（事業再編計画の変更等）

第十九条　前条第一項の認定を受けた事業再編促進対象事業者（当該認定に係る事業再編計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けるものとする。

2　主務大臣は、認定事業再編事業者が当該認定に係る事業再編計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。）に従って事業再編を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定事業再編計画が前条第六項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業再編事業者に対して、当該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（公正取引委員会との関係）

第二十条　主務大臣は、第十八条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該認定に係る申請を行う事業再編促進対象事業者の事業再編が、当該事業再編促進対象事業者の行う事業再編促進対象事業の属する事業分野における適正な競争を阻害するおそれがあるものとして政令で定めるものに該当するときは、あらかじめ、公正取引委員会に、当該認定に係る申請書の写しを送付し、協議するものとする。

2　主務大臣及び公正取引委員会は、前項の規定による協議に当たっては、手続の迅速かつ適確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

3　主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画であって主務大臣が第十八条第一項の認定をしたものに従ってする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業再編促進対象事業者間の適正な競争を阻害し、並びに一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

第三節　事業参入に関する計画

（事業参入計画の認定）

第二十一条　事業参入促進対象事業者は、その実施しようとする事業参入に関する計画（以下「事業参入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の事業参入促進対象事業者がその事業参入を共同して実施する場合にあっては、当該二以上の事業参入促進対象事業者は、共同して事業参入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　事業参入計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標その他事業参入の目標

二　良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業参入の内容及び実施時期

三　事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　当該事業参入計画が実施指針に照らし適切なものであること。

二　当該事業参入計画に係る事業参入が良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること。

三　当該事業参入計画に係る事業参入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業参入計画の内容を公表するものとする。

（事業参入計画の変更等）

第二十二条　前条第一項の認定を受けた事業参入促進対象事業者（当該認定に係る事業参入計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業参入事業者」という。）は、当該認定に係る事業参入計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けるものとする。

2　主務大臣は、認定事業参入事業者が当該認定に係る事業参入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業参入計画」という。）に従って事業参入を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定事業参入計画が前条第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業参入事業者に対して、当該認定事業参入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第四節　支援措置

第一款　事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等

第二十三条　農業生産関連事業者であって株式会社であるもの（以下この項及び第四項において「会社」という。）は、認定事業再編計画に従って行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

2　前項の期間は、一月を下ってはならない。

3　第一項の規定による催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかったときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。

4　特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第二款　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編等促進業務

第二十四条　独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第七号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

一　認定事業再編事業者　認定事業再編計画に従って事業再編を実施するために必要な資金

二　認定事業参入事業者　認定事業参入計画に従って事業参入を実施するために必要な資金

第三款　株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編等促進業務

（資金の貸付け）

第二十五条　株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。）第十一条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、農業の健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣が指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一　認定事業再編事業者（中小企業者（公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次号及び次条第一項において同じ。）に限る。）　認定事業再編計画に従って事業再編を実施するために必要な資金（償還期限が十年を超えるものに限る。）

二　認定事業参入事業者（中小企業者に限る。）　認定事業参入計画に従って事業参入を実施するために必要な資金（償還期限が十年を超えるものに限る。）